

白井市小動物用捕獲器貸出要綱

令和6年7月3日決裁
令和7年3月18日改正

(目的)

第1条 この要綱は、白井市における野生鳥獣による農作物等の被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、被害を最小限に食い止め農業生産等を確保するため、市が所有する小動物用捕獲器（以下「捕獲器」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸し出しの対象者及び要件等)

第2条 捕獲器の貸し出しの対象者、条件、貸出台数及び貸出期間については、別表のとおりとする。

(対象動物)

第3条 捕獲対象動物は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第9条第1項の規定により鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等を許可された動物とする。

(貸し出しの申請)

第4条 捕獲器の貸し出しを受けようとする者は、捕獲器貸出申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸し出しの決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査を行い、適当と認める場合は、鳥獣保護法第9条第1項及び第4項にて定める鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可有効期間内において、捕獲器の貸し出しを決定することとする。

2 市長は、前項の規定により貸出の決定をしたときは、速やかに捕獲器貸出決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知することとする。

(負担)

第6条 捕獲器の貸し出しは、無償とする。ただし、捕獲器の運搬や利用に係る餌代及び燃料費等の諸経費は、捕獲器の貸し出しを受けた者（以下、「借受人」という。）の負担とする。

(設置)

第7条 捕獲器の設置は、わな猟免許を取得した市長が指名する者の立ち合いの下行う。

(遵守事項)

第8条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を捕獲器貸出申請書（別記様式第1号）に記載した使用区域内で使用する。
- (2) 捕獲器によって対象動物を捕獲したときは、速やかに市長に連絡すること。

(3) 次のアからエに掲げる捕獲器の適正な維持管理をすること。

ア 1日1回以上の捕獲器の見回り

イ 捕獲器に設置した餌の交換

ウ 錯誤捕獲した個体の放鳥獣

エ 捕獲器内の野生鳥獣の管理

(4) 捕獲器を対象動物以外の捕獲目的に利用しないこと。

(5) 捕獲器を営利目的として使用しないこと。

(6) 捕獲器の形状を変え、又は改造しないこと。

(7) 捕獲器を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

(貸し出しの取消し、変更及び返納命令)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸し出しの決定を取り消し、又は貸出期間を変更して捕獲器の返納を命ずることができる。

(1) 借受人が、前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。

(2) その他公益上又は管理上特に必要があると市長が認めるとき。

(返却)

第10条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに捕獲器を市に返却しなければならない。

(1) 捕獲器の貸出期間が満了したとき。

(2) 前条の規定により返納を命ぜられたとき。

2 借受人は、捕獲器を返却するときは、次の利用者の利用の妨げにならないよう、捕獲器を洗浄して返却するものとする。

(賠償)

第11条 借受人は、捕獲器の全部もしくは一部を滅失し、又は毀損したときは、その旨を遅滞なく市長へ届け出るとともに、捕獲器の滅失又は毀損が借受人の責に帰すべき事由による場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 借受人による捕獲器の輸送中及び野生鳥獣の捕獲活動において発生した事故及び傷病について、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、捕獲器の貸し出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 2 条関係）

対象者	農業者・農業関係団体
条 件	・捕獲器の設置及び捕獲場所が白井市内であること。 ・捕獲器の設置に関して、土地所有者等との合意ができていること。 ・借受人の責任において、捕獲器の輸送、管理、餌の入れ替え等ができること。
貸出台数	1 申請につき 2 基まで
貸出期間	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項及び第 4 項にて定める鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可有効期間内において、市長が認める期間。

捕獲器貸出申請書

年 月 日

（宛先）白井市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

農産物に被害を及ぼす有害鳥獣を駆除するため、下記のとおり捕獲器貸出を申請します。

記

1 使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
2 使用区域	
3 捕獲鳥獣名	タヌキ ・ ハクビシン ・ アライグマ ・ その他（ ）
4 使用台数	基 (2 基まで)

同意事項	確認欄
捕獲器を申請書に記載の使用区域内で使用する。	☐
捕獲器によって対象鳥獣を捕獲したときは、速やかに市に連絡すること。	☐
申請書に記載のもの以外の鳥獣を捕獲したときは、放獣すること。	☐
捕獲器を目的外に使用、譲渡、転貸又は担保に供しないこと。	☐
鳥獣の捕獲活動に係る事故及び傷病について全責任を負うこと。	☐
自らの責により捕獲器を毀損滅失したときは、弁償すること。	☐
貸出期間が満了したときは、捕獲器を清掃した上で速やかに返却すること。	☐
上記に違反したとき又は管理上等の理由で市長より捕獲器の返却を命ぜられたときは、速やかに返却すること。	☐

捕獲器貸出決定通知書

年 月 日

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 様

白井市長 笠 井 喜 久 雄

年 月 日付けで、申請のあった捕獲器貸出について、その内容を審査したところ、
下記のとおり適当と認められましたので通知します。

記

1 使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
2 使用区域	
3 捕獲鳥獣名	タヌキ ・ ハクビシン ・ アライグマ ・ その他（ ）
4 使用台数	基

遵守事項
・ 捕獲器を申請書に記載の使用区域内で使用する事。
・ 捕獲器によって対象鳥獣を捕獲したときは、速やかに市に連絡すること。
・ 申請書に記載のもの以外の鳥獣を捕獲したときは、放獣すること。
・ 捕獲器を目的外に使用、譲渡、転貸又は担保に供しないこと。
・ 鳥獣の捕獲活動に係る事故及び傷病について全責任を負うこと。
・ 自らの責により捕獲器を毀損滅失したときは、弁償すること。
・ 貸出期間が満了したときは、捕獲器を清掃した上で速やかに返却すること。
・ 上記に違反したとき又は管理上等の理由で市長より捕獲器の返却を命ぜられたときは、速やかに返却すること。

